

愛媛大学学術支援センター動物実験部門動物実験センター

有害化学物質投与動物実験実施要領

- 第1条 発癌物質，重金属，変異原性物質，環境汚染物質，劇毒物など生物に対して有害な化学物質を動物に投与する実験を動物実験センターにおいて実施する際は，この要領に従うものとする。
- 第2条 動物実験センターにおいて投与実験に使用できる有害化学物質は，愛媛大学医学部が焼却を委託した業者の焼却炉で無害な物質に加熱分解されるものであること。
- 第3条 有害化学物質投与実験を行う者は，投与する物質が焼却により無害な物質に分解されることを示す書類を動物実験部門専門委員会に提出し，許可を受けるものとする。
- 第4条 実験者は，有害化学物質投与実験に用いる動物の飼育ケージに青色のケージカードを付けるものとする。
- 第5条 有害化学物質投与実験の動物の飼育管理（給餌，給水，ケージ交換）は，実験者がこれを行うものとする。
- 第6条 実験者は，動物の死体については，これを黒色のビニール袋に入れ最寄りの冷凍庫に廃棄するものとする。また，使用したケージについては，床敷をケージから取り除いて黒色のビニール袋に入れ，空にしたケージとともに使用済みケージ置場まで持ち運ぶものとする。
- 第7条 実験に用いた動物および使用した床敷は，必要に応じ一時保管し，適宜焼却処分するものとする。

附 則

この要領は，平成11年6月10日から施行する。

附 則

この要領は，平成17年1月26日から施行する。

附 則

この要領は，平成27年4月1日から施行する。